

随意契約理由書

| | |
|---|--|
| 件名 | 千苺浄水場 ろ過池5号洗浄排水扉分解修理 |
| 契約の相手方 | 株式会社 クボタ建設 |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施行令 第21条の14項 第1項 第2号に該当 |
| 随意契約の理由 | |
| <p>修理対象機器のあるろ過池は浄水処理において、水をきれいにするための最終工程で重要な施設である。処理を続けることで砂層が目詰まりを起こし、これを解消するに逆流洗浄作業を行う。このとき必要となる弁類の一つでこれが故障すると、ろ過運転継続ができなくなる。近年経年劣化のため動作時に異音が発生し自動運転指令では動作しないことが頻繁におこるようになり、これを解消するために分解修理を行うものである。</p> <p>当該機器は、製造業者である「(株)クボタ」が独自に製作したものであり、本業務にあたっては製造業者しか知りえない設計図書等の技術資料が必要である。老朽化が進んだ本設備の修理作業は製造業者でしか履行することはできない。標記業者は「(株)クボタ」からバルブ設備の点検及び修理に関する業務を移管されており、この業務を遂行できるのは標記業者しかいない。</p> <p>したがって、本業務の施行に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を遂行できるのは上記会社以外にはないため随意契約を行うものである。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 水道局 事業部 浄水管理センター 北神浄水事務所 (電話番号 985-2438) |